

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行					改正案					備考
国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第25号 第1条～第5条 略 附 則 別表（第2条関係）					第1条～第5条 附 則 省略（現行どおり） 別表（第2条関係）					
教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	
産官学連携・知的財産センター	教授及び准教授	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項	
工学府及び工学部の全講座	助教及び助手	5年	再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。	法第5条第1項		生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項	
生物システム応用科学府	助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年	再任可。ただし、1回限りとし、任期は5年以内とする。	法第5条第1項	
農学府及び農学部	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項		生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第5条第1項	
総合情報メディアセンター	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府	3年	再任可。ただし、2回限りとし、任期は	法第5条第1項	
	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法5条第1項						

	助手	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項		<u>産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師</u>		3年以内とする。	
<u>技術経営研究科</u>	教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとし、任期は3年以内とする。	法第5条第1項	<u>農学部</u>	助手	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項
産官学連携・知的財産センター					教授及び准教授	3年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	
総合情報メディアセンター					教授、准教授及び講師	5年	再任可。ただし、2回限りとする。	法第5条第1項	
	助教	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項					
	助手	5年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第5条第1項					

附 則（23教規程第20号）

この規程は、平成23年4月1日から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者について適用する。